

鳩山町企業誘致条例

（目的）

第1条 この条例は、本町における企業の誘致を推進することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本町経済の発展及び町民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合の事業者で、規則で定める産業に属するものをいう。
- (2) 事業所 事業の用に供するため直接必要な施設をいう。
- (3) 新設 町内に新たに事業所を設置し、又は既存事業所以外の場所に新たに事業所を増設することをいう。
- (4) 固定資産税 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産に課税される税をいう。

（企業奨励金）

第3条 町長は、次の各号のいずれにも該当する企業に対し、企業奨励金を交付することができる。

- (1) 本町の基本構想及び基本構想に基づく諸計画において掲げた産業誘導を進める区域で、その用途に適合した事業所を新設すること。
- (2) 事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置を講じていること。
- (3) 事業内容が立地場所にふさわしいものであり、産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること。

2 前項の企業奨励金の交付は、事業を開始した日以後、固定資産税が最初に課される年度から起算して3年間を限度とする。

（その他の奨励金）

第4条 町長は、企業奨励金の交付を受ける企業については、別表第1に掲げる奨励金を併せて交付することができる。

（奨励金の交付要件等）

第5条 企業奨励金及び前条に規定する奨励金（以下「奨励金」という。）の交付要件等は、それぞれ別表第1及び別表第2に定めるところによる。

（指定）

第6条 奨励金の交付を受けようとする企業は、あらかじめ町長の指定を受け

なければならない。

- 2 前項の指定を受けようとする企業は、規則で定める書類を添付して町長に申請をしなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めた企業を指定するものとする。
- 4 既に奨励金の交付を受けた企業が使用していた敷地等（固定資産税の課税を受ける土地、家屋及び償却資産をいう。以下同じ。）をその後に使用する企業は、指定の申請をすることができない。

（事業開始の届出）

第7条 前条第3項の規定により指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）は、事業を開始した日から1月以内にその旨を町長に届け出なければならない。

（奨励金の交付申請）

第8条 指定企業は、奨励金の交付を受けようとするときは、町長に奨励金の交付の申請をしなければならない。

- 2 前項の申請は、奨励金の交付を受けようとする年度の1月末日までにしなければならない。

（奨励金の交付）

第9条 奨励金は、当該交付の申請に係る敷地等に課された固定資産税の納付が各期の納期内に完納し、かつ、全期分完納した後に交付する。

（内容変更等の届出）

第10条 指定企業が指定を受けた日から第3条第2項に規定する交付期間の末日までに次の各号のいずれかに該当したときは、7日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 第6条第2項に規定する指定申請の内容に変更が生じたとき。
- (2) 事業を縮小、休止又は廃止したとき。

（指定の取消し）

第11条 町長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 別表第2に掲げる交付要件の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 指定を受けた日から5年以内に事業を廃止したとき又は廃止の状態にあると認められるとき。
- (3) 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害を発生させ、その排除のために該当施設の改善その他必要な措置を講じないとき。
- (4) 指定に係る敷地等を第2条第1号に規定する事業以外の事業に供したと

き。

(5) その他町長の指示に従わないとき。

(奨励金の返還)

第12条 町長は、奨励金の交付を受けた企業が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を付して、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 前条各号の規定により指定を取り消したとき。

(2) 奨励金の交付を受けた年度内に納付すべき町税を納めていないとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認められるとき。

(地位の継承)

第13条 合併、譲渡その他の理由により指定企業の地位を承継するものは、当該指定企業の事業を継続する場合に限り、奨励措置を引き継ぐことができる。

2 前項の適用を受けようとするものは、当該事業の承継を証する書面を速やかに町長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

名称	交付要件	交付額	交付期間等
雇用推進奨励金	次の1及び2のいずれにも該当すること。 1 事業を開始するに当たり、町内に住所を有する者を新たに雇用したこと。 2 交付申請の際に、1において雇用した者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に限る。）をその雇用	1人当たり10万円とし、限度額は500万円とする。	第3条第2項に規定する交付期間の2年目に1回とする。（基準日：1月1日）

	した日から1年以上継続して雇用していること。		
省エネルギー設備等設置奨励金	省エネルギー設備（雨水を利用する施設、太陽光発電を行う施設等の自然環境を保全する施設をいう。以下同じ。）を設置したこと。	省エネルギー設備の設置に要した額に、10分の1を乗じて得た額とし、限度額は500万円とする。	第3条第2項に規定する交付期間内に1回とする。

別表第2（第5条関係）

名称	交付要件	交付額
企業奨励金	次の1及び2のいずれにも該当すること。 1 事業所の敷地面積が3,000平方メートル以上で、かつ、建物の各階の床面積の合計が1,000平方メートル以上であること。 2 常時雇用する従業員の数（操業開始時までの採用予定人員を含む。）が20人以上であること。	企業奨励金の交付を受けようとする年度内に納付すべき事業所の敷地等に課された固定資産税の額に10分の5以内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、限度額は1年度につき5,000万円とする。